

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

<朝来市の位置と地政学的特徴>

朝来市の地形は、北部は養父市と豊岡市、南部は神崎郡、東部は丹波市、多可郡、及び京都府福知山市、西部は宍粟市に接しており、南北約32km、東西約24kmの範囲に広がる総面積403,066km<sup>2</sup>の市域である。

日本海へ流れる円山川と瀬戸内海へ流れる市川の源流地域で、兵庫県の南北の分水嶺であり、生野地域は大半の区域が市川水系に属するが、一部は円山川最上流域に属する他、和田山・山東・朝来地域は円山川水系に属する。

本市の気候は日本海型のうち、北陸・山陰型の気候区分に属する。冬季の降雪と年間を通じての降雨が多いことが特徴であるが、降雪量及び降雨量は標高、山地、盆地など地形の影響もあり市内でも地域的な差がある。

市北部を東西に養父断層が貫いているが、過去に大きな地震被害の記録はなく、地震発生リスクは低いとされているものの今後も内陸直下型地震が発生しないとは言い切れない。

<洪水・土砂災害：ハザードマップ>

朝来市では、過去からたびたび台風・集中豪雨・降雪による被害が発生しており、近年被害が大きい代表的な風水害である平成16年台風第23号では浸水被害と豪雨に伴う土砂災害で和田山・山東地域では全壊（死者1名）、大規模半壊を含む住宅被害が発生し、生野地域を除く地域で浸水被害が多発した。

また後年の平成21年台風第9号では夜間の局地的豪雨により多くの土砂、立木などが流出し、市西部地域では橋、道路の寸断や家屋全半壊、床上床下浸水等300軒余りの被害（死者1名）が発生した。

当市のハザードマップによると、市の中心部であるJR和田山駅前地区一帯は、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっているが、市をはじめとする官公庁や企業が多くあり、商店街地域でもあることから昼間人口が多い。

また同様に商業集積や商店街、市庁舎等がある新井地区は一体が1～2m程度の浸水域にあり、河川の増水時には注意が必要なエリアとなっている。

<地震：J-SHIS>

地震ハザードステーションの防災地図によると、市の北部に東西にわたって養父断層が通過しているものの、震度6弱以上の地震が今後30年間で発生する確率は市内全域で3%未満であり、岩盤の硬い南部の朝来～生野地区では0.1%未満であることから比較的地震に強い地形となっている。

<雪害>

市内における代表的な雪害は平成12年2月15日～18日の間に発生し、和田山町和田山で97cm（観測史上最深）となり、和田山地域での被害は全壊1戸、一部損壊125戸、融雪による床下浸水1戸であった。

近年は暖冬傾向にあり降雪の少ない年もあるが、平成17年12月～平成18年1月の間に発生した平成18年豪雪のようにトラック等が幹線道路で立ち往生する等して道路網が寸断され、国道9号、312号が渋滞し通行に数時間を要する等の被害が発生している。

<感染症>

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 907人
- ・小規模事業者数 794人

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)	
商工業者	製造業	116	91	和田山地区及び市内工業団地(和田山・山東・生野)
	建設業	143	134	市内の広域に分散(特に朝来地区)
	小売業	211	190	商店街地域(和田山)、商業集積地(和田山・朝来)他市内の広域に分散
	卸売業	18	14	和田山地区に分散
	飲食店、宿泊業	118	115	市内の広域に分散
	サービス業	175	156	市内の広域に分散
	その他	125	94	市内の広域に分散
	定款会員	1	0	朝来市外

(3) これまでの取組

1) 本市の取組

- ・朝来市地域防災計画・朝来市業務継続計画・朝来市国土強靱化地域計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・兵庫県共済協同組合と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品(スコップ等)を備蓄

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・巡回や窓口指導時、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会を実施する。

○成果目標

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	策定目標（事業者数）	
			BCP	事業継続力強化計画
907	794	R3	4	8
		R4	4	9
		R5	5	10
		R6	5	10
		R7	5	10

朝来市の基幹産業は製造業ですが、工業団地を始め比較的災害に強い地域に点在していることと、大手との取引条件としてBCPや事業継続力強化計画の策定が義務付けられていることもあり、本計画においては自然災害を商業集積地でありながら土砂災害及び冠水リスクが比較的高いJR和田山駅前地区と旧朝来町新井地区（アルバ）及び立野地区（国道312号線沿い）における水災と想定し、対象地区内の会員事業所（和田山駅前約80件、朝来地区17件）の半数にあたる47件に対しBCP及び事業継続力強化計画の策定を推進する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

- (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年 4月 1日～令和8年 3月31日）  
・計画期間は5年とする

- (2) 事業継続力強化支援事業の内容  
・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### < 1. 事前の対策 >

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・毎年9月1日の防災の日を基準として、巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・年二回発行する会報や市広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等 について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### 2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当会は令和3年3月までに事業継続計画を作成予定。

#### 3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ兵庫県共済協同組合に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・連携協定を結ぶ但陽信用金庫並びに関係金融機関に、当該地区が被災した際の事業所情報提供と共に、事業再開に必要な資金について窓口相談並びに融資対応を依頼する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

#### 4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・（仮称）朝来市事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度5強の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

## < 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。  
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

### 2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
（豪雨における例） 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。  
（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

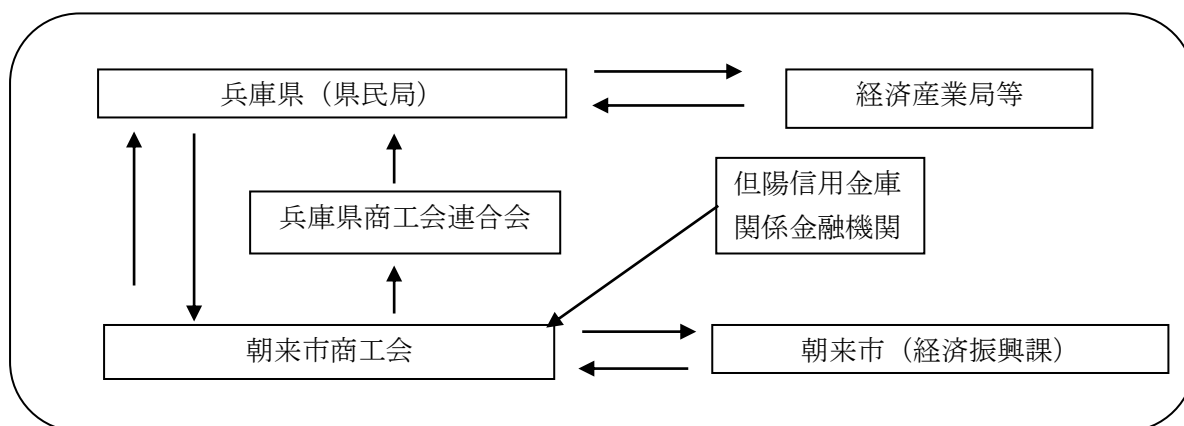
- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に1回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・当市で取りまとめた「例：朝来市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

## < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、職員に割り振られた担当地区毎に管内地区役員や金融機関等からの情報を集約し、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて当会又は当市より県（窓口は県民局）へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。



#### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、朝来市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

#### ※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

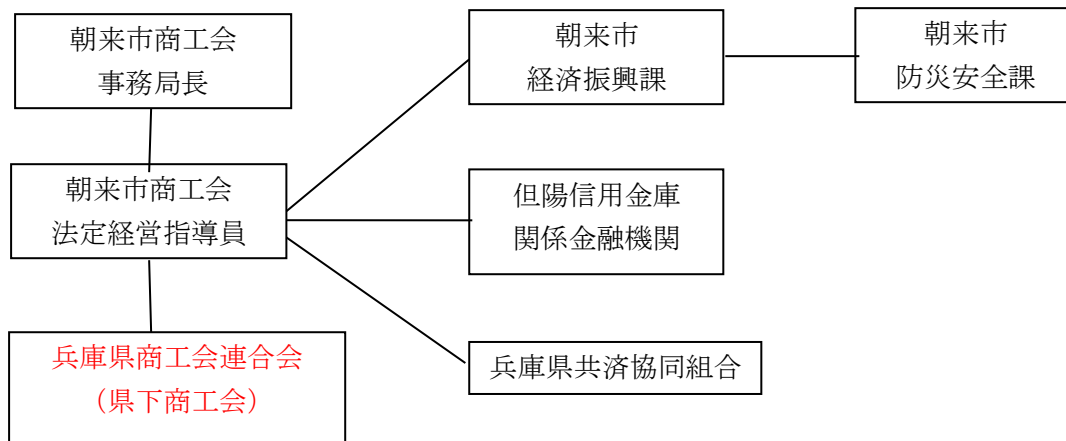
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年 9月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 多次 建策・経営指導員 坂本 大輔(連絡先は後述(3)①を参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供および助言を行う

- ・本計画の具体的な取り組みの企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町連絡先

①商工会/商工会議所

朝来市商工会 経営支援課

〒669-5201 兵庫県朝来市和田山町和田山404

TEL:079-672-2362 FAX:079-672-4844

E-mail:shokokai@asago.org

②関係市町

朝来市役所 経済振興課

〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷213-1

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	460	490	520	520	520
・ 専門家派遣費	250	280	310	310	310
・ 協議会運営費	10	10	10	10	10
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンフ、チラシ 作製費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、朝来市補助金、兵庫県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。



(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
① 兵庫県商工会連合会 会長 志智 宣夫 〒650-0013 兵庫県神戸市中央区花隈町6-19  ② 兵庫県共済協同組合 組合長 上枝 晶夫 〒650-0011 兵庫県神戸市中央区下山手通 6 丁目3-28 兵庫県中央労働センター4F
連携して実施する事業の内容
① 小規模事業者が短期間で事業を再開できるような支援体制  ② 災害リスクを周知するためのセミナー、各種共済の推進
連携して事業を実施する者の役割
① 兵庫県全体の商工会の状況を把握し、いち早く支援が必要な地域への応援体制づくり  ② 災害リスクに応じたセミナーの開催や各種共済の提案
連携体制図等
①小規模事業者が短期間で事業を再開できるような支援体制  <pre>                     graph TD                         A[小規模事業者] &lt;--&gt; 支援  B[朝来市商工会]                         B &lt;--&gt; 支援要請  A                         B &lt;--&gt; 支援要請  C[兵庫県商工会連合会]                         C &lt;--&gt; 協力  B                         C &lt;--&gt; 支援要請  D[兵庫県下各商工会]                         D &lt;--&gt; 協力  C                         E[支援協力] --&gt; C                     </pre>

②災害リスクに応じたセミナーの開催や各種共済の提案

